

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

34期

忘れられない記憶



会員 齋藤 雅弘 (34期)

私の修習期は34期ですので、研修所は湯島にあり司法修習は1980年4月から1982年3月までの2年間でした。入所する少し前の1980年2月に母を51歳で亡くしましたので、司法研修所への入所は、母の他界と重なり忘れられない記憶です。かなり個人的な事柄を書き連ね、この連載の趣旨から外れるかもしれませんが、このような事情からご寛容をお願いします。

司法試験の口述試験の真っ最中に、夏から体調を崩していた母の精密検査の結果が出て、末期の肺癌で半年くらいの命だと医師に宣告されました。司法試験の合格発表後は、家庭の事情もあって昼間は時間がとれる私が自宅で母の面倒を見ていましたので、修習生になってからもできるだけそうしたいと思っていました。しかし、実務修習地が自宅（埼玉県鴻巣市）から通えない所ではそれは不可能ですので、このような事情を付記し、実務修習地は第1希望が浦和、第2希望は東京と記載して入所の願書を出しました。浦和と東京以外はどこに決まっても自宅からは通えませんので、第3希望は一度住んでみたいと思っていた京都にしました。年末か年明けに司法修習生の採用通知が届き、実務修習地が残念ながら京都に決定されたと分かりました。

年末までは母も元気でしたので、この調子なら実務修習に移る7月末頃まではまだ元気で過ごせるかもしれないと思え、実務修習地が京都になったことは、正直なところ困りました。そこで、通知が届いてすぐに、当時の司法研修所事務局長の定塚孝司判事に手紙を書き、実務修習地の変更を願い出しました。程なく定塚判事から電話があり、実務修習地には受入れ可能な人数等もあり、一旦、決まってしまうと変更は難しいとの回答で、変更は諦めざるを得ませんでした。その後、

年が明けた1月中旬頃から母の容態は急に悪くなっていき、司法研修所の入所まではまだ少し間があった2月に他界しました。司法研修所の入所式の数日前に、定塚事務局長から電話を頂き、横浜なら定員の空きが出たので変更可能だがどうするかと聞かれました。しかし、すでにその時点では母は亡くなっていましたので、その旨の説明をし、実務修習地は変更せずにそのまま京都に行くことにしました。

定塚判事は修習生の間では「要件事実の鬼」と評されるなど、どこか怖そうな印象を受けましたが、私がお願いした修習地の変更の希望を心に留めて、入所までの間にいろいろ配慮をして下さったのだと思います。後年、癌により定塚判事も壮年でお亡くなりになったと聞き、母のことに同時に定塚判事の心遣いも思い起こされ、感謝の気持ちを新たにしました。

こうして始まった司法修習ですが、私は前期修習と後期修習は自宅から通いましたので、自宅起案には苦勞をさせられました。今のように情報通信ツールが発達していませんでしたので、一応自分なりに起案をしてから、当時は松戸にあった研修所の寮に居るクラスの友人に電話を掛けて寮での議論の様子を聞いたり、やはり自宅で起案している友人に電話を掛けて議論を聞いてからまた再考するということの繰り返しでした。

京都修習では、裁判修習でも弁護修習でも、いずれ実務に就いたら嫌という程起案をするのだから、ガツガツ起案しなくてもいいと言われたのを履き違えて、あまり勉強をしなかったことは今から思えば後悔します。しかし、修習も生活も本当に楽しい毎日でした。高校も大学も自宅通学で、京都で修習を始めるまで地元を離れたことがなかったことから、住めば“都”を文字通り実感できた生涯忘れられない1年4ヶ月でした。